

(様式 5 の別添)

徳島県営林請負事業（委託業務）仕様書

1 共通事項

(1) 工程表

新植・保育・施設・素材生産の各事業を受託した者（以下「請負者」という。）は、事業実施にあたっては、県営林請負事業着手届（様式仕様書－１）とともに、工程表（様式仕様書－２）を提出するものとする。

(2) 現場管理者及び現場責任者の選定と職務

請負者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を様式仕様書－３により、県に報告すること。

ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業者からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

(ウ) 事業実施期間中は、１週間に１度以上事業地に赴き、現場の状況を把握するとともに、様式仕様書－４の報告書を作成し、県に提出すること。

イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

(ウ) 労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

(3) 労働災害発生時の対応について

ア 本事業実施中に労働災害が発生した場合、請負者は、そのすべての災害について、様式仕様書－５による報告を速やかに行うこと。

イ 上記労働災害のうち、被災者が休業４日以上又は全治30日以上いずれかに該当する場合、被災状況が確定し次第、様式仕様書－６による報告を行うこと。

(4) 完了届等

請負者は、事業の部分払検査請求をする場合は、県に県営林請負事業（委託業務）部分払検査請求書（様式仕様書－７）を提出すること。

また、事業が完了したときは、すみやかに、県に県営林請負事業（委託業務）完了届（様式仕様書－８）を提出すること。

部分払検査請求書、完了届には、次のものを添付すること。

ア 出来高測量図等

請負者は、事業完了後、事業実施区域、作業路開設線形の測量を実施し、その測量図と測量野帳を添付する。

イ 写真

請負事業の各施業種について、事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真を添付する。

2 新植事業（新植・補植作業）

(1) 苗木の取扱

ア 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等により根部の乾燥及び根茎の損傷を防ぐ措置を充分に行うこと。

イ 植付は、一度に多量の苗木を携行せず、携行にあたっては、必ず撒水した切葉等を入れた苗木袋を用い、苗木の乾燥に特に留意すること。

(2) 植付の方法

ア 植付箇所を中心に50～80cm四方の地被物を除き、植穴全体を深さ30cm程度に耕し、雑草木の根をよく切り離して取り除くこと。

イ 植穴中央に挿入した苗木は、揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置

を正常にして、足でよく踏み固めること。

ウ 植付けた苗木は、根際が概ね地表と水平よりやや深めになるようにし、落葉、落枝などで根元を覆うこと。

エ 樹種別植付箇所、面積、数量及び列間、苗間等については、別に行う県の指示に従うこと。

(3) 地拵の方法

ア 事業区域にある、木竹・笹・雑草等の地被物は、県の指示するものを除き、全て地際より伐倒又は刈り払うこと。

イ 伐倒、刈払物は、その後の作業に支障のないよう処理すること。

ウ 筋刈の場合は、整理した地被物が四散しないよう措置を行うこと。

エ 補植の場合は、植付地周辺の地被物又は雑草等を除去し、地面を平らにならすこと。

(4) 防護柵（防護ネット）設置の方法

ア 支柱の打ち込みは、専用の打ち込み器具で約50cm程度打ち込むこと。

イ 支柱間隔は原則3mとし、地面とネットの間に隙間が出来ないように、ネット幅おおむね1mに1箇所ごとに、アンカー（プラスチック杭）で押さえロープを固定すること。

ウ 防護柵が谷を横断する部分は、図1のとおり、谷幅に合わせた、独立したネットを張ること。

エ 支柱の固定はPEロープで別添図2のとおり行うこと。固定する支柱は5本に1本程度とし、角部に位置する支柱、地質により50cm程度打ち込めない支柱やふらつきが見られる支柱はすべて固定すること。

オ 出入口を設置すること。設置箇所は、後に下刈作業者の便宜を図ることが出来る箇所とすること。

カ ネットとネットを補修糸などでつなぐこと。

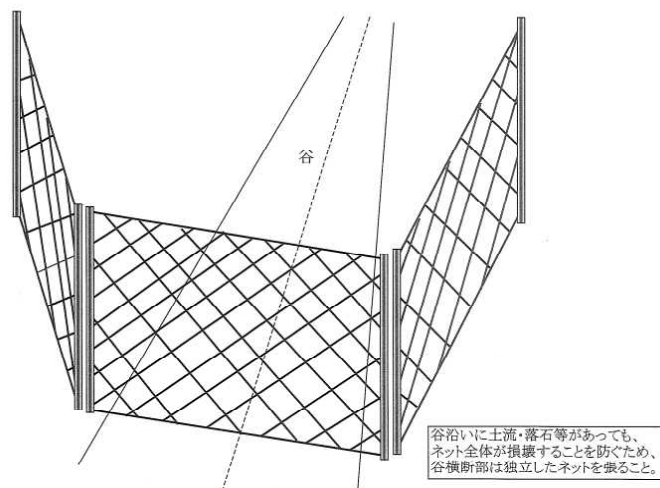


図 1

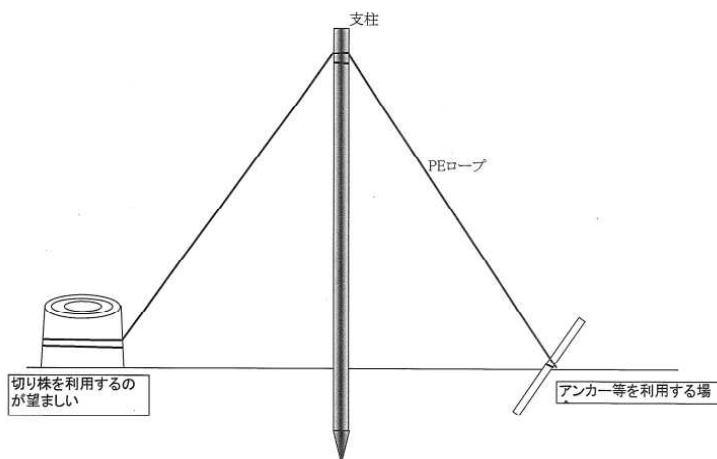


図 2

(5) 食害防止チューブ設置の方法

- ア チューブ本体に上中下3箇所、図1のとおり、おおむね均等な間隔で固定リングを設置すること。
- イ 苗木がチューブ本体からはみ出さないようにかぶせること。この際、苗木の先端が曲がらないようにかぶせること。また、下枝がはみ出す場合は、手で地上部から上にしごいてチューブ本体に入れること。
- ウ 地面とチューブ本体の間に隙間が出来ないように、チューブ本体を5cm程度を土に埋めること。また、図2のとおり、穴あき部を地上部方向に設置し、穴あき列は山側に向けること。
- エ 支柱はチューブ本体と隙間が出来ないように、本体に沿って設置すること。また、等高線に平行に設置し、専用の打ち込み器具で30cm以上、支柱が効くまで打ち込むこと。
- オ 固定リングと支柱の接点の計7箇所を結束紐で結束し、緩みがないように縛りきること。



図 1

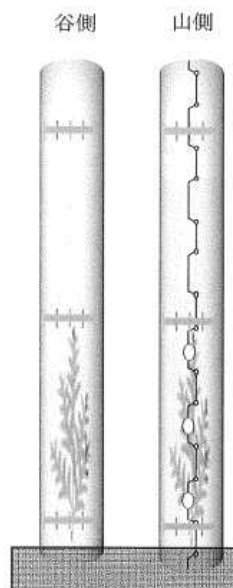


図 2

3 保育事業

(1) 下刈作業

- ア 事業区域内にある植栽木以外の地被物は、特に指示するものを除き、地際より刈り払うこと。
- イ 作業中植栽木に損傷をあたえないこと。
- ウ つる類が植栽木に巻きついている場合は、ていねいに除去すること。
- エ 風害等により植栽木が倒れているときは、ていねいに起こすこと。
- オ 刈り払った地被物は、その場所に残置し、林外に持ち出さないこと。

(2) つる切作業

- ア 植栽木に巻きついているつる植物のすべてを切除すること。
- イ 除去にあたっては、根もろとも引き抜くか、又は地際より切断すること。
- ウ 引き抜き又は切断したものは樹根から完全に除去すること。

(3) 除伐作業

ア 針除伐

- (ア) 施業基準については、県が設定する基準地(0.05ha)内での指示に準じて施業を行うこと。
- (イ) 植栽木のうち損傷又は病虫害等による被害木は、地際より伐倒すること。
- (ウ) 植栽木の残存配置を充分考慮すること。
- (エ) 伐倒後の株高は地表から約50cm以内とする。

イ ざつ除伐

- (ア) 植栽木の成長を害しているざつ木及びつる類等は、地際より伐倒すること。
- (イ) 作業中、残存木に損傷を与えないこと。
- (ウ) 伐倒木が、道路その他施業に支障のないよう除去すること。
- (エ) 伐倒木は、その場に残置し、特別の指示がない限り林内から持ち出さないこと。

- (4) 枝打作業
- ア 該当木及び枝打ちの高さは、県が設定する基準地(0.05ha)内での指示に準じて施業を行うこと。
 - イ 枝条を切除するときは、樹幹との分岐点において幹面と平行面に行うこと。この場合、枝条の基部から離れないように切除し、死節をつくらないよう注意すること。
 - ウ 切除の際、樹幹に損傷をあたえないこと。
 - エ 樹幹に巻きついたつる類は、除去すること。
- (5) 手入間伐作業
- ア 施行基準については、県が設定する基準地(0.05ha)内での指示に準じて施業を行うこと。
 - イ 伐倒の方向は原則として斜面上方又は側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全な方向に倒すこと。
 - ウ 伐倒木の枝葉は、残存木の生育及び管理に妨げにならない程度まで枝おろし又は切幹をすること。
 - エ 伐倒後の株高は地表から約50cm以内とする。
- (6) 風・雪倒木引起し作業
- ア 造林木を直立させる場合、造林木を傷つけたり折ったりしないよう注意すること。
 - イ 直立させたら、根元を踏み固めること。
 - ウ 引き起こしに使用する材料は、県が認めたものを使用すること。

4 施設事業

- (1) 作業道新設・補修工事
- ア 本工事は徳島県土木工事仕様書（昭和50年3月告示第193号）により完成するものとする。
 - イ 工事請負人は工事着手前に監督員の指示に従い次の規格による「標準断面図板」を作成し現場の見やすい場所に掲示しなければならない。
この図板はしゅん工検査の終わるまで存置すること。

「標準断面図板」の規格

- (ア) 大きさ縦0.7mから1.2mまで 横0.5mから1.0mまで
- (イ) 標準断面図の縮尺1/5から1/50まで
- (ウ) 記入事項

年度		事業主体	
工事名		施工者	
路線名		現場管理者	
施工箇所		工期	平成 年 月 日着手
施工延長			平成 年 月 日完成

(「徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則」添付)

- (2) 歩道新設・補修作業
- ア 新設・補修とも図面に示す距離・位置に基づいて測線を中心として巾 mの間にある支障木を除去の上、巾 mの歩道とする。
 - イ 植栽木の伐倒をする場合は、県の指示を受けること。
 - ウ 傾斜角度30°以上の箇所は全て切り込み道とし、その他の箇所にあっては盛土を行い、盛土は1割の余盛をすること。
 - エ 谷間等で架橋を要する場合は、県の指示を受けること。
 - オ 必要に応じて排水溝を設けること。
- (3) 防火線新設・補修作業
- ア 区域内の雑草木竹類の伐倒・堀り取り物は、区域外（県営林地内）に除去すること。
 - イ 除去されたものの処分については、県の指示に従うこと。
- (4) 境界線新設・補修作業
- 防火線新設・補修作業に準ずる。

5 素材生産事業

素材生産事業については、この項によることとするほか、下表の事業を実施する場合は、それぞれの特記仕様書に沿って事業を実施すること。

事業	特記仕様書
新聞伐システムによる 素材生産事業	徳島県営林素材生産事業(新聞伐システム)特記仕様書
素材生産事業に係る 簡易作業路開設	徳島県営林素材生産事業(簡易作業路)特記仕様書
帯状皆伐による 素材生産事業	徳島県営林素材生産事業(帯状皆伐)特記仕様書

(1) 伐木作業

- ア 県の指定する材木は、素材原木として不適当なものでも、すべて伐採すること。
- イ 指定伐採区域外の立木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、県の指示を受けること。
- ウ 伐倒の方向は原則として斜面上方又は側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、かつ林木の損傷が少なく、集材が容易と認められる方向に倒すこと。
- エ 伐採点の標準は、傾斜地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。ただし、根株に極印のある立木は、極印を残して伐採すること。
- オ 受口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないよう心掛け、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。
- カ 追口は、受口の切り口の上部に水平に鋸を入れること。
- キ 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、倒木の速度を加減して除々に倒すこと。

(2) 造材作業

- ア 造材は、下表の基準により行うこと。ただし、県から別に指示がある時はこの限りではない。
- イ 枝払い、幹肌と一面になるように行うこと。
- ウ 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。
- エ 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いのないようにすること。

徳島県営林素材生産事業造材基準表

樹種	最少径(末口) cm	材長 m	延寸 cm	摘要
すぎ	8～13	3・4	5	
	14～16	3・4	5	
	18～	4	5	
ひのき	8～13	3・4	5	
	14～16	3・4	5	
	18～	4	5	
まつ	14～	4	5	

(3) 集材、搬出作業

- ア 集材、搬出作業は、県の指定した方法に従って実行すること。
- イ 集材に当たっては、県が別に指定した方法がある場合を除き、伐採した立木を全幹で

集材すること。また、集材時には、残存立木に損傷を与えないこと。

ウ 作業上必要な資材として、県営林地内の立木又は土石等を使用する場合又は作業上生じた支障木については、必ず県の指示を受けること。

エ 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、県の指示に基づいて行うこと。

オ 搬出路、盤台等を開設する場合は、県の指示によって行うこと。

カ 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。

キ 搬出材は、県が指定する場所に集積すること。

ク 盤台（荷受台を含む。）を設置する場合は、十分堅ろうで、かつ枝打ち、造材、荷さばき等の作業が円滑にできる広さを確保すること。

ケ 全幹集材によって生ずる枝葉等は、県の指示に従って処理すること。

（４）はい積作業

ア はい積は、県が指示した場所において樹種別、材長別に区分して行うこと。

イ はい積相互間の距離その他については、県の指示によって行うこと。

ウ はい積は、末口を揃えて行い、材に損傷を与えないよう行うこと。

エ その他必要事項については、県の指示を受けること。

（５）出荷素材の検収作業

ア 請負者の現場責任者は、はい積みされた素材のすべてに、県が指示した極印を打ち、樹種別、材長別数量（本数）を検収すること。

イ 請負者は、検収した素材を貨物自動車積み込み時に、樹種別、材長別本数等を記載した輸送調書（様式仕様書－９）を３部作成すること。

ウ 検収した素材は、すみやかに県が指示した素材販売委託者へ移送すること。

エ 請負者は、イで作成した輸送調書３部を素材販売委託者に提出し、２部に受領印を得て、１部は県に提出し、１部は保管すること。

（６）貨物自動車運材作業

ア 貨物自動車は、丸太の積載に適した装置を施して運搬途上の荷崩れ等の防止に努めること。

イ 材の取扱は、材に損傷を与えないよう行うこと。

ウ 道路交通法を遵守すること。

エ その他必要事項については、県の指示を受けること。

(様式仕様書－1)

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請負(受託)者 住所

氏名

県営林請負事業(委託業務)着手届

年 月 日付けで請負(委託)契約を締結した事業について、次のとおり着手しましたので、お届けします。

事業名						
事業箇所	市町村	大字		字		
	林名	林班		小班		
作業種						
数量						
着手年月日						
完了年月日						
契約事業期間						
月別事業計画	月		月		月	
	月		月		月	
摘要						

(様式仕様書-2)

徳島県営林請負事業工程表

[illegible]

(様式仕様書－3)

年 月 日

徳島県〇〇総合県民局長 殿
徳島県東部農林水産局長 殿

請負者(受託者) 住所

氏名

年度県営林事業における現場管理者及び現場責任者選任届

次の者を現場管理者及び現場責任者に選任しましたので報告します。

1 現場管理者

所属	職	氏名	緊急連絡先

2 現場責任者

所属	職	氏名	緊急連絡先

3 緊急連絡網

別紙のとおり

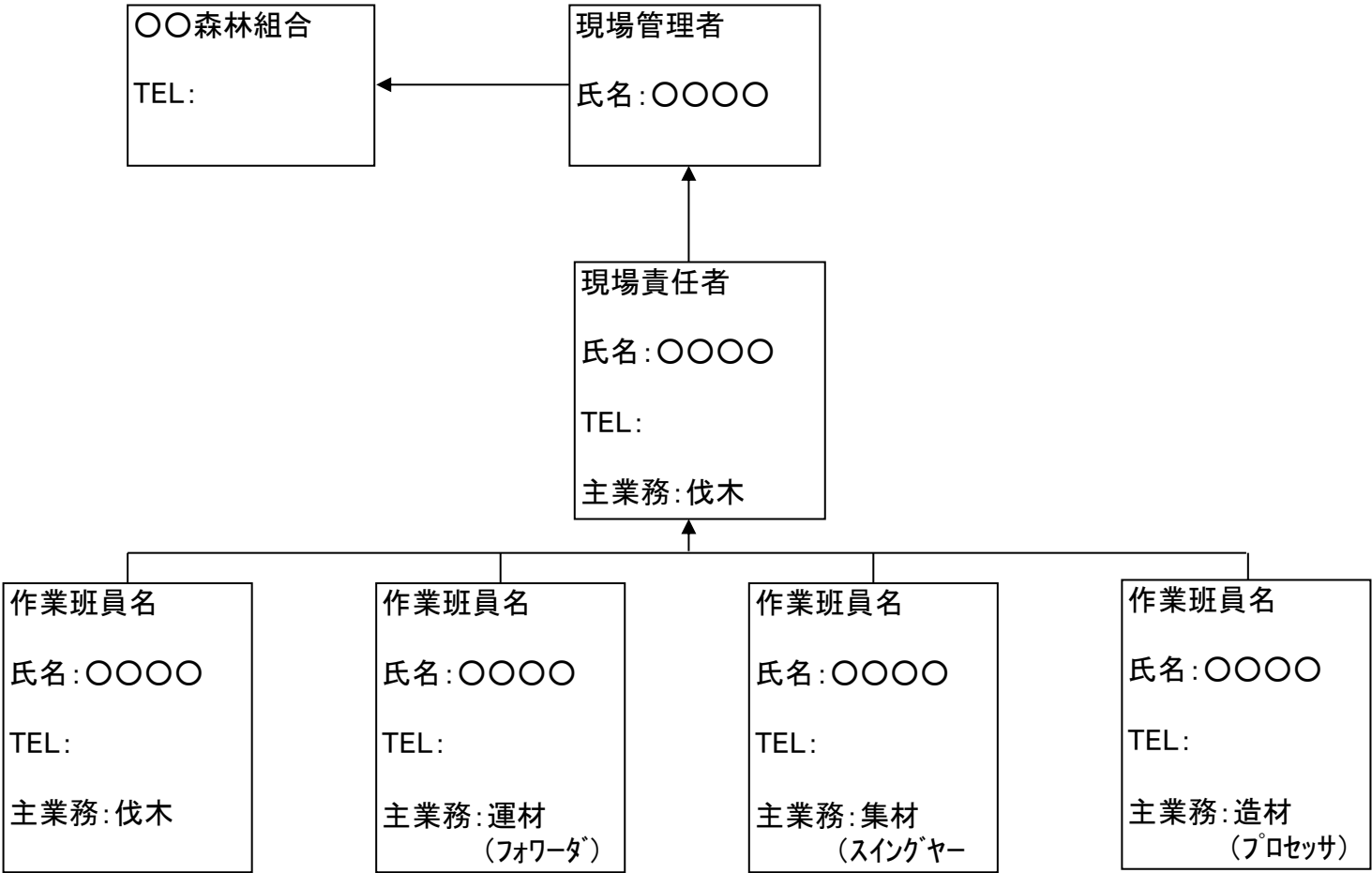
4 携帯電話通信可能地

現場から最も近い通信可能地を図示すること。
ただし、森林組合事務所と現場責任者が常に防災無線を使用できる場合は不要

(様式仕様書－3の付)

年度県営林事業 緊急連絡網

(記載例)



(様式仕様書-4)

_____ 年 月 日

徳島県〇〇総合県民局長 殿
徳島県東部農林水産局長 殿

請負者(受託者) 名称

現場管理者名 _____

___〇年度県営林事業現場状況報告書

〇〇県有林(県行造林)での〇〇年度事業について、現場状況を報告します。

現場訪問日時	_____ 年 月 日
事業進捗状況	
現場責任者からの 指摘・相談事項	
現場責任者への 指導事項	

										庁舎名							
□ 工事 ・ □ 業務														事 故 報 告 (第 報)			
工 事 名 (業 務 名)								請 負 者 (受注者)									
路 線 名 等								請負金額 落札率									
工事等箇所								工 事 (業 務) 概 要									
工 期 (履行期間)		年 月 日 から 年 月 日 まで															
連絡者 (請負者窓口)				(氏名)				(連絡先)				(職種)					
発 生 日 時		年 月 日 () 時 分						天 候									
発 生 場 所		□ 現場内 ・ □ その他 ()															
事 故 分 類		人身事故		□ 労働災害 ・ □ 公衆災害 ・ □ もらい事故													
		物損事故		□ 公衆災害 ・ □ その他事故													
事故の内容	人身事故	氏 名	年 齢	性 別	被 害 の 程 度			備 考 (業者名等)	分 類	(職 種)							
	物 損 事 故 等																
発生状況				ライフライン等への影響				□ 有 ・ □ 無し									
発 生 原 因																	
警察署・労働基準監督署 等 へ の 対 応 状 況																	
備 考																	
※ 位置図，平面図，横断図，現場写真，施工体系図，その他資料を適宜添付。																	
発注機関 担当者 (発注者記入)		担当 (課・係)						連絡先									
		総括監督員						主任監督員									
		現場監督員															
主管課名 (発注者記入)				担当						連絡先							

徳島県知事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

事 故 報 告 書

〇〇〇〇〇共通仕様書〇〇の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故発生日 年 月 日()
- 2 工事名
- 3 路線名等
- 4 施工箇所
- 5 請負金額
- 6 工期 年 月 日()
- 7 事故発生場所 ☐ 現場内・☐ その他()
- 8 事故分類 人身事故 (☐ 労働災害・☐ 公衆災害・☐ もらい事故)
物損事故 (☐ 公衆災害・☐ その他事故)
- 9 事故内容
- 10 負傷等の状況 被害の程度(全治 日)
被害総額 (〇〇万円)
- 11 発生状況
- 12 発生原因
- 13 安全訓練実施状況
- 14 法令違反等の事実
- 15 労働基準監督署の見解 〇月〇日現地確認
- 16 警察署の見解 〇月〇日報告
- 17 再発防止策
- 18 添付資料

(様式仕様書－7)

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

県営林請負事業(委託業務)部分払検査請求書

年 月 日付けで請負(委託)契約を締結した事業について、次のとおり部分払の検査を受けたいのでお願いします。

事業名			
事業箇所	市町村	大字	字
	林名	林班	小班
作業種			
契約事業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
請負(委託)金額	金 円		
契約事業量			
今回検査申請量			
既審査済量			
残量			
摘要			

(様式仕様書－8)

年 月 日

徳島県知事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

県営林請負事業(委託業務)完了届

年 月 日付けで請負(委託)契約を締結した事業について、次のとおり完了しましたのでお届けします。

事業名			
事業箇所	市町村	大字	字
	林名	林班	小班
作業種			
数量			
契約事業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
請負(委託)金額	金 円		
完了年月日			
摘要			

※出来高測量図を添付すること。

(様式仕様書－9)

[illegible]

(様式 5 の別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第 8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

指導事項

建設産業の生産システムの合理化、労働災害の防止、振動工具による振動障害予防対策及びダンプトラック等による過積載の防止の厳守について

建設工事を施工する総合工事業者及び専門工事業者は、次に掲げる事項を遵守し、適正に建設工事を施工すること。

第1 総合工事業者の責任

総合工事業者は、次の責任を果たすこと。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等の確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第2 専門工事業者の責任

専門工事業者は、次の責任を果たすこと。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守すること。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずること。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守すること。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送業者等についてもこれに準じた配慮をすること。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

エ 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮する

こと。また、前払金を受領していながら、受注者に対して適切な支払いを行わないことは、建設業法第24条の3第2項に抵触するので、十分留意すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

カ 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

第4 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握すること。

(2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているので行わないこと。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生じることのないよう、適正な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。こと。(兼務要件を満たす場合を除く。)

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定すること。

この場合においては、少なくとも次に掲げる事項すべてが満たされるよう留意するものとする。

- ①過去における工事成績が優良であること。
- ②その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- ③その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- ④その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- ⑤その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- ⑥財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- ⑦建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- ⑧一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑨建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- ⑩過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- ⑪賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- ⑫現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑬取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

第5 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも次に掲げる事項について措置すること。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が次に掲げる事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うこと。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力すること。

ア 雇用・労働条件の改善

- ①建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- ②適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ③賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。

④建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

⑤労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

イ 安全・衛生の確保

⑥労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

⑦災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

ウ 福祉の充実

⑧雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。

なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

⑨任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

⑩建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。また、元請業者は建設業退職金共済証紙を購入し下請業者へ証紙を配布するとともに、すべての下請業者の対象となる労働者の共済手帳に証紙を貼付することを指導徹底すること。なお、電子申請方式による場合は、退職金ポイントを購入し、掛金を充当すること。

⑪厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

⑫自らが使用するすべての建設業者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

エ 福利厚生施設の整備

⑬建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。

⑭建設工事における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

オ 技術及び技能の向上

⑮建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

カ 適正な雇用管理

⑯雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図る

よう努めること。

⑰建設労働者の募集は適法に行うこと。

⑱出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

キ その他

⑲前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

第6 労働災害の防止

工事現場における安全衛生を確保するため、次の事項に留意のうえ安全管理体制を確立すること。

1 事業場の実施する基本事項

(1) 総合的安全衛生管理の推進

ア 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての受注者・労働者を含めて、現場技術者等にいたる管理体制と責任体制を明確にすること。

イ 作業現場の巡視・工事におけるすべての受注者の安全活動指導を行うこと。

(2) 繰り返し型災害防止対策の励行

ア 巡視・点検・指導結果を確認し、指示事項の徹底を図ること。

イ 技能・経験・年齢等を考慮した適正な作業配置を確立すること。

(3) 安全衛生教育等

ア 各種免許取得者、技能講習修了者等の確保と適正配置に努めること。

イ 新規雇入者等に作業手順・危険防止の教育、指導を行うこと。

2 危害防止の重点事項

(1) 墜落災害の防止

ア 墜落危険作業箇所には安全な作業床、仮設通路を設けること。

イ 作業床の端・開口部には囲い、手すり、覆い等を設けること。

ウ 墜落危険作業で作業床を設けることが困難なときは防網を張るか、親綱設備を設け安全帯を使用させること。

エ 低層建築工事で骨組、屋根葺、外壁仕上工事等の作業者には安全帯を使用させること。

(2) 車両系建設機械災害の防止

ア 軟弱地盤等での作業には転倒防止のための地盤整備・敷板等の利用、誘導者の配置を行うこと。

イ 凍結した地盤等ではスリップ転落防止のためのチェーン使用・徐行運転をさせること。

(3) 土砂崩壊災害の防止

ア 掘削箇所の立地条件・土質・地形を工事前に十分調査して施工計画をたてるとと

もに作業前・作業中に十分な経験、知識のある者に点検させること。

イ 掘削は地山の掘削作業主任者の直接指揮のもとで行うこと。

ウ 降雨・凍結等のため崩壊、肌落ち、落石の危険がある法面等地山は作業前に点検排水を行うほか、法面の状態に応じ防護柵、スロープ・ネットを設けること。

第7 振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策

1 対象業務の範囲

次の業務を対象とする。

- (1) さく岩機・チップングハンマー・リベッティングハンマー・コーキングハンマー・ハンドハンマー・ヘビーハンマー・コンクリートブレーカー・スケーリングハンマー・サンドランマー等のピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務。
- (2) エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの（チェーンソーを除く。）を取り扱う業務。
- (3) チェーンソーを取り扱う業務

2 振動作業の作業時間の管理

1の(1)から(3)までに掲げる業務（以下「振動業務」という。）の作業時間については次によること。

- (1) 1の(1)に掲げる業務のうち金属又は岩石のはつり・かしめ・切断・鉋打及び削孔の業務については、
 - ア 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けるようにすること。
 - イ 1日における振動業務の作業時間（休止時間を除く。以下同じ。）は、2時間以内とすること。
 - ウ 振動業務の一連続作業時間はおおむね10分以内とし、一連続作業の後5分以上の休止時間を設けること。
- (2) 前記(1)以外の業務については、
 - ア 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けるようにすること。
 - イ 1日における振動業務の作業時間は、内燃機関を内蔵する可搬式の工具にあつては2時間以内とし、その他の工具にあつてはできるだけ短時間とすること。
 - ウ 振動作業の一連続作業時間は、おおむね30分以内（ただし、チェーンソーを取り扱う業務にあつては10分以内）とし、一連続作業の後5分以上の休止時間を設けること。

3 保護具の支給及び使用

- (1) 防振保護具
軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者にこれを使用させること。
- (2) 防音保護具

90デシベル以上の騒音を伴う作業の場合は、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、これを使用させること。

4 体操の実施

作業開始時及び作業終了後に手・腕・肩・腰等の運動を主体とした体操を行うこと。なお、体操は作業中随時行うことが望ましい。

5 健康診断の実施及びその結果に基づく措置

健康診断を実施し、その結果に基づき適切な健康管理を行うこと。

第8 ダンプトラック等による過積載等の防止

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、自ら遵守することはもとより、その建設工事におけるすべての受注者に対し、次の事項について十分指導すること。

- ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ウ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- エ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- キ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ク 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

第9 遵守のための体制づくり

建設業者は、その役職員に対しこの指導事項の周知徹底に努めること。特に、総合工事業者にあっては、建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指導事項の遵守について指導を行うこと。